

## 令和3年度介護ロボット等導入支援事業

## 1 事業の概要

介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、介護保険法に基づくサービスを行う介護施設・事業所が行う介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備、ICT機器の導入に要する経費の一部を補助するものです。

なお、予算を上回る協議をいただいた場合、予算の範囲内で採択させていただきます。

## 2 補助対象

## (1) 介護ロボット

- ① 県における検証の結果、効果があると認められた次の種類の機器について優先的に採択します。なお、リース・レンタルも対象ですが、補助金の交付は単年度ごとに決定します。
  - ア 離床センサー
  - イ 褥瘡予防機器
  - ウ 離床アシストベッド
  - エ 20万円以下の簡易装着型移乗アシストスーツ
  - オ 排泄検知センサー
  - カ コミュニケーションロボ
- ② 上記以外の機器は、介護ロボット導入計画書（個票）により有効性を個別に審査し、有効性があると判断できるものについて採択します。

## (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次の経費について補助対象とします。

- ① Wi-Fi環境を整備するために必要な経費  
配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等
- ② インカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）
- ③ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※既に導入している見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する場合も対象です。

## (3) ICT機器

次の経費について補助対象とします。

なお、介護ソフトの利用料やリース費用も対象ですが、令和3年度分（令和4年3月末までに係るもの）の経費のみが対象です。

- ① ハードウェア（タブレット端末、スマートフォン等）
  - ※介護ソフトによって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務が一気通貫となっている（本事業により一气通貫となる）場合のみ対象とします。
  - ※ICT技術を活用したものが対象であり、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外です。

② ソフトウェア

次の要件を満たすものが対象です。

- ア 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務が  
一気通貫となる介護ソフト（転記等の業務が発生しない。）
- イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予  
防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サ  
ービス計画に基づきサービスを提供するものに限る。）は、「居宅介護支  
援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準  
仕様」に準じたもの
- ウ 日中のサポート体制を常設している製品
- エ 介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、バックオフィス業務  
用のソフトの導入

③ クラウドサービス

④ 保守・サポート費

⑤ 導入設定及び導入研修

⑥ セキュリティ対策

⑦ LIFEに対応するための介護ソフトの改修費

※本事業によりICTを導入した事業所においては、VISIT及びCHASEによる情報収集  
に協力することとし、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じてください。

### 3 補助額

#### (1) 介護ロボット

①補助率 1/2

ただし、次の要件1及び2をともに満たす場合 3/4

要件1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、  
介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこ  
とを予定していること

要件2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に  
資する取組を行うことを予定していること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める介護ロボットに応じた補助上限額と  
を比較して少ない方の額を補助額とする。

- ・ 移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援 1 機器あたり 100 万円
- ・ 上記以外 1 機器あたり 30 万円

③補助上限台数

令和2年度までの補助台数を含め、利用者定員数の2割

#### (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

①補助率 1/2

ただし、次の要件をともに満たす場合 3/4

要件1 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、  
介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこ  
とを予定していること

要件2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に  
資する取組を行うことを予定していること

②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める補助上限額とを比較して少ない方の  
額を補助額とする。

1 事業所あたり 150 万円

※本事業による補助は、1 事業所 1 回とします。

### (3) ICT機器

#### ①補助率 1 / 2

ただし、次の要件のいずれかを満たす場合 3 / 4

要件1 VISIT若しくはCHASEにデータを提供している又は提供を予定している

要件2 同一事業所内に加え、異なる事業所間や地域の関係機関で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定している

#### ②補助額

補助対象経費に①を乗じた額と、以下に定める職員数に応じた補助上限額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

職員数	補助上限額(1事業所あたり)
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

【職員数】・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含む

・常勤・非常勤の別は問わない

・協議書提出時点に常勤換算方法により算出した人数（小数点以下は四捨五入）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員及び管理者や生活相談員等の職員は、実人数でもよい

※補助は原則として1事業所1回としますが、補助額の合計が申請初年度の協議書提出時点における職員数に応じた基準額の範囲内である場合に限り、基準額の範囲内で2回目の補助を受けることも可とします。

※(1)～(3)の補助を併せて受けることも可能です。

## 4 提出書類

(1) 協議書(別紙2-1)

(2) 補助金所要額調書(別紙2-2)

(3) 施設・事業所別補助金所要額調書(別紙2-3)

(4) 介護ロボット導入計画書(別紙2-4)

見守り機器の導入に伴う通信環境整備計画書(別紙2-5)

ICT機器導入計画書(別紙2-6)

(5) カタログ、見積書等、参考となる資料

## 5 提出期限

令和3年5月10日(月)

## 6 提出方法

書面1部を郵送又は持参してください。

## 7 提出先及び問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部介護高齢課介護人材確保対策室 中島あて

E-mail: kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

電話: 027-226-2564(直通)

## 8 その他

(1) 協議書の内容を確認後、内示を行います。

(2) 協議書は、法人ごとに取りまとめて提出してください。

(3) ご不明な点がございましたら、担当あてにお問い合わせください。